

海上運送法（抄）
（昭和二十四年法律第百八十七号）

（国際船舶の譲渡等の届出）

第四十四条の二 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶（次条及び第四十五条において「国際船舶」という。）を、外国人等に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該譲渡又は貸渡しをしようとする日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

（国際船舶の譲渡又は貸渡しの中止等の勧告）

第四十四条の三 国土交通大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が国際海上輸送に使用している船舶について、船種ごとの船腹量に占める日本船舶の割合、日本船舶以外の船舶の有する国籍の特定の国籍への集中の程度、船舶の運航に関する知識及び技能の習得及び向上の機会の確保の状況等を勘案して、その届出に係る譲渡又は貸渡しをすることにより、安定的な国際海上輸送の確保を図る上で著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該譲渡又は貸渡しを中止すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（国際船舶に関する援助等）

第四十五条 国土交通大臣は、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保に関する調査及び研究を行うとともに、国際船舶を所有する者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

海上運送法施行規則（抄）
（昭和二十四年運輸省令第四十九号）

第九章 国際船舶の譲渡等
（国際船舶）

第四十三条 法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

- 一 総トン数二千トン以上の船舶であること。
- 二 船舶安全法にいう遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であること。
- 三 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における船舶運航事業に専ら使用されている船舶であること。
- 四 次のいずれかに該当する船舶であること。
 - イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶
 - ロ 液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶

2 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体は、その所有する船舶が前項各号に掲げる要件に該当する船舶であることについて、国土交通大臣の確認を受けることができる。

3 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した国際船舶確認申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 確認を受けようとする者の住所及び氏名
- 二 確認を受けようとする船舶の明細（第九号様式による。）
- 三 確認を受けようとする船舶が第一項各号に掲げる要件に該当する船舶である旨の説明

（譲渡又は貸渡しの届出）

第四十四条 法第四十四条の二の規定により国際船舶の譲渡又は貸渡しの届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した国際船舶譲渡（貸渡）届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 譲渡（貸渡）人及び譲受（借受）人の住所及び氏名並びに譲受（借受）人の国籍
- 二 譲渡（貸渡し）をしようとする船舶の明細（第九号様式による。）
- 三 譲渡（貸渡し）をしようとする船舶が前条第二項の確認を受けている場合にあっては、その旨及び確認を受けた年月日
- 四 譲渡の予定期日又は貸渡しの期間
- 五 譲渡（貸渡し）を必要とする理由

2 前項の届出書には、譲渡（貸渡）契約書の写しを添付するものとする。
（届出を要しない貸渡し）

第四十五条 法第四十四条の二ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月（当該船舶に係る貸渡しが定期傭船である船舶については二年）とする。